

決議第1号

爆破予告の被害者である小坪議員に対し、市議会が謝罪を求めたことについて名誉を回復する決議

地方自治法第99条の規定による別紙決議を会議規則第13条により提出します。

令和6年6月27日

提出者 市議会議員 二保茂則

提出者 市議会議員 田中健一

提出者 市議会議員 小堤千寿

行橋市議会議長 井上倫太郎 様

爆破予告の被害者である小坪議員に対し、市議会が謝罪を
求めたことについて名誉を回復する決議

平成28年9月8日に行橋市役所に脅迫電話があり、同年9月12日に可決した「小坪慎也議員に対する決議」においては市民、市当局や議会に多大な迷惑を及ぼしたこと、また、小坪議員が同年4月に差別的にとらえられる意見発表をしたことを発端としていると断定し、市民・国民に迷惑を及ぼしたとして同議員を非難し、同議員に謝罪等を要求していました。

しかしながら、脅迫電話の犯人が逮捕され、発端は小坪議員の意見表明とは関係ないことが判明し、決議した内容が事実ではないことが明らかになりました。

よって、本市議会は、爆破予告で小坪議員に対して謝罪を求める決議をしたことについて、小坪議員の名誉を回復いたします。

以上、決議する。

令和6年6月27日

行 橋 市 議 会